

あなたを守る、 あなたを守る年金

国民年金は、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納めることで、国民がそれぞれに老後の所得保障を支えあう制度です。将来の経済社会が、どのように変わろうとも、やがて訪れる長い老後の収入を確保できる唯一のものです。

しかし、あなたが年金に未加入、または年金を未納であれば、自分自身の老後の保障が失われてしまいます。年金に加入し、あなたの老後を守りましょう。今号では、人生の節目である就職、結婚、退職などの出来事を通じて、国民年金のあれこれをご紹介します。

問合せ先

保険年金課 ☎66◆1101

蒲子さんの 場合

20才

加入と保険料納付の義務が発生し、第1号被保険者になります。保険料を納めることが困難な学生には「学生納付特例制度」があります。



学生

第1・2・3号被保険者って…

国民年金の加入対象者を第1号から3号に分けています。手続先や納付方法が異なります。

○第1号被保険者は、農業、学生、自営業者、フリーターなど

○第2号被保険者は、厚生年金や共済組合に加入している人

○第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養されている妻(夫)をいいます。配偶者である夫(妻)が就職している事業所が年金の届出手続をします。そして、国民年金加入者として認められると、保険料納付済みとなります。

忘れずに保険料を納めるには…

口座振替にすると便利です。納めに行く手間が省け、保険料の納め忘れもなくなります。また、コンビニエンスストアの窓口を利用する方法もあります。それぞれ、自分にあった納付方法で確実に納めましょう。

お知らせ

平成17年分の所得申告から、所得税法の改正により、支払った国民年金保険料の控除についても、控除証明書(すでに平成17年11月に送付済み)の添付が必要となります。

65才

納付された保険料の合計月数(25年以上必要)が、受給する年金額の基になります。

本人の希望により、65歳前に繰り上げ受給することや66歳以降に繰り下げすることもできます。満額年金は、年794,500円(平成17年度現在)です。



年金受給